

議案第 8 1 号

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、施設の老朽化により入浴施設を廃止するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表の5入浴施設使用料を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。